

グーグルが提起した著作権問題

国際大学 GLOCOM 客員教授（米国弁護士）

城所岩生

1. ユーチューブ

● Michael Wesch カンサス州立大准教授

08.6 ユーチューブの人類学的研究で知られる同准教授は議会図書館で講演し、過去 6 ヶ月間にユーチューブにアップされた動画の延時間数は、テレビが開局以来 60 年間かかって作成した番組の延時間数 150 万時間を超えたと発表。

<http://bedlamreconsidered.blogspot.com/2008/08/michael-wesch-agent-provocateur.html>

● デジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）第 512 条

・プロバイダーによる著作権侵害の 4 類型→検索エンジンは第 4 類型

・セーフハーバーの要件

① 善意・無過失（寄与侵害にあたらぬ）

② 侵害を管理できる場合は侵害行為から利益を得ていない（代位侵害にあたらぬ）。

③ Notice & Take Down の手続きを踏む

－侵害の通知を受けたら情報を削除し、その旨契約者に通知する。

－契約者から異議の通知を受けたら、最初の通知者に 10 営業日で問題情報を復活する旨通知する。

－10 営業日以降 14 営業日以内に情報を復活する。

● プロバイダー責任制限法第 3 条 2 項

・プロバイダーが侵害情報を削除した場合、以下の要件を満たせば、発信者に対して免責される。

① 権利侵害があると信じるに足る相当の理由があったとき

② 権利を侵害されたとする者から、送信防止措置をとるよう申出があった場合で、発信者にその旨伝えて、7 日以内に反論がなかった場合（Notice and Notice Take Down）

・DMCA との相違点

－②で発信者から反論があった場合、プロバイダーは①の判断を迫られる。→ DMCA では第 512 条に従い機械的に対処していれば免責される。

－侵害状態が 7 日間放置される。

● 動画共有サイトに対する米国判例

Viacom がユーチューブとグーグルに対し、07 年に提起した 10 億ドルの損害賠償訴訟は係争中だが、動画共有サイト Veoh に対する 2 件の訴訟では DMCA のセーフハーバー要件を満たした被告が勝訴

・08年 カリフォルニア北連邦地裁判決 (Io Group Inc. v. Veoh)
ユーザーの違法コンテンツアップ防止策を講じていれば免責される。

・09年 カリフォルニア北連邦地裁判決 (Universal Music Group v. Veoh)
DMCA の要求する違法ファイルを削除しているので、免責される。

● JASRAC v. TV ブレイク

・08年 JASRAC 動画共有サイト「TV ブレイク」に対し、1億2800万円の損害賠償などを求めて提訴。権利侵害の投稿を防止するため具体的な対策を講じ、権利侵害動画の配信を停止するよう要請してきたが、何ら対策もとらずに事業を継続していると主張

・09年 東京地裁は TV ブレイクの著作権侵害率が49.51%に達しているにもかかわらず措置をとらずに利益を得ていたとして9000万円の損害賠償支払を命じた。

● Tim Wu コロンビア大学ロースクール教授 (06.10)

・ユーチューブの登場によって Tolerated Use という新しい著作物使用形態が普及しつつある。フェアユースにも該当しない違法使用だが、ビジネス上の判断から、侵害使用を黙認する対応

・DMCA 第512条の効用

ーユーチューブは要請を受けて違法コンテンツを除去していれば免責される。

ー著作権者も削除を要請するか、黙認してパブリシティ効果を狙うか選択できる。

出典：Tim Wu, Tolerated Use (May 2008). Columbia Law and Economics Working Paper No. 333. <http://ssrn.com/abstract=1132247>

● 角川暦彦「Web 2.0 時代の著作権」 文部科学時報 07.9

・iPod, ユーチューブ の成功は技術イノベーションによるものではなく、ビジネスモデルと DMCA の制度イノベーションがもたらした。

・新しい時代の著作権制度は、産業著作権と「国益」の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われている。

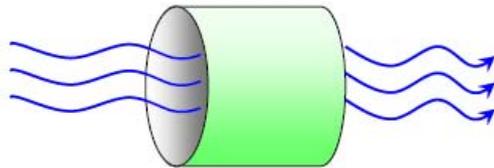
- 08.12.24 知財戦略本部会合資料 12 「日本コンテンツ産業の海外戦略と動画配信ビジネスの現状」（角川本部員配付資料）

角川グループホールディングス

心配される将来

大きな土管の中をチョロチョロとしか流れないコンテンツ

Web2.0に乗り遅れている日本



このままだと…

IT産業に『失われた10年』の再現！

日本の産業界にGoogleやApple、百度(Baidu)も生まれない現実

【必要なもの】

- ・ 一般ユーザーに著作物の楽しみ、機会を与えるための**法整備**
- ・ コンテンツの流通を促進し、ビジネススキームを支える
大胆な著作権法の改正、または「ネット法」の立法化

- ユーチューブとフェアユース

- ・ Lenz v. Universal Music Corp. カリフォルニア北連邦地裁判決（08年）
- ・ Lenz は1歳の息子が Prince の Let's Go Crazy に合わせてダンスしている 29秒間のビデオをユーチューブにアップ
- ・ 楽曲の著作権を持つ Universal がユーチューブに削除要請→ユーチューブが削除
- ・ Lenz は Universal を提訴
- ・ 地裁判決：コンテンツ保有者はネット上のコンテンツの削除要請を送付する前に作品がフェアユースにあたるかどうかを考慮すべき

2. グーグル・ブックス

2.1 経緯

- 01.3 グーグルの二人の共同創業者が、書籍も含めたウェブ以外の情報にもアクセスできるようにすると講演
- 04.12 グーグルが図書館蔵書をデジタル化する「図書館プロジェクト」を発表
- 05.9 作家協会が著者と出版社を代表してグーグルを提訴
- 05.10 出版社 5 社がグーグルを提訴
- 05.11 グーグルが図書館プロジェクト・サービスを開始
- 08.10 和解案発表
- 09.2 24 朝日、読売の朝刊に和解案の法定通知
- 09.9.8 和解案に対する異議申立て期限 (09.5.4 を延期)
- 09.11.13 修正和解案提出 (日本は対象外に)
- 09.11.19 ニューヨーク南連邦地裁、修正和解案を仮承認
- 10.1.28 異議申し立て、離脱、意見の提出期限
- 10.2.4 政府の意見提出期限
- 10.2.18 公正公聴会(09.10.7 を延期)
- 11.3.31 一時金請求期限(10.1.5 を延期)
- 12.3.9 データベースからの削除期限 (11.4.5 を延期)

2.2 今後の見通し

● 修正和解案の見通し

- ・ 承認の場合 (グーグルは孤児著作物の使用という訴訟では得られないメリットを獲得) : グーグルはすでに 1200 万冊スキャン済み、うち 200 万冊は著作権切れや外国の作品なので、和解案の対象は 1000 万冊、うち 500 万冊が絶版本で孤児著作物 (権利者不明の著作物) は 100 万冊を超えないとしている。
- ・ 却下の場合→原告が訴訟取り下げ (作家協会がナップスター化をさけるために和解するのだと懸命に和解を弁護しているところからもありえないシナリオではない)
→訴訟継続→グーグル勝訴 (フェアユースの抗弁が認められる)
→グーグル敗訴 (損害賠償止まりで差止めはなし? 06 年最高裁 eBay 判決以降の傾向)

いずれのシナリオでもグーグルはデジタル化を推進→ユーチューブ現象の再現?

● Jeff Jarvis (早野依子訳)「グーグル的思考 - Google ならどうする?」 PHP 研究所 09.6 pp 207-208.

これ (和解) は決して怒れる出版業界をなだめるための餌ではない。グーグルは一瞬にして、本のライフサイクルと経済構造を変え、潜在的にあったデジタル化への要望に応えた。もはや本は、樹木を犠牲にしなくていい。オンラインでも検索できる。時間も距離も超え

て、新しい読者を獲得できる。そして、より多くのお金をもたらす。グーグルは本の敵ではない。未来へ向けての、プラットフォームなのだ。

● Samuel Palmisano IBM 会長 兼 CEO

勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ。

● 最大の問題=反トラスト法問題

・伝統的に民主党政権の方が反トラスト法を厳しく適用してきたが、本件については、オバマ大統領とグーグル幹部のつながりや大統領が今年的一般教書で公約した5年間で輸出倍増計画との関係で微妙。

・米国コンピューター通信産業連盟が07年にまとめた「米国経済におけるフェアユースーフェアユース関連産業の経済的貢献」(<http://www.cciainet.org>)によれば、インターネット、オンライン・サービス関連サービスの輸出は02→05年に全産業中、最高の年率65%の成長。

・グーグル、電子書籍キンドルがヒット商品となったアマゾンとも最新の09年9-12月期決算は大幅増収増益。両社とも売上げの半分は海外から稼いでいるため、輸出倍増計画の機関車を期待できる。

2.3 フェアユース

● ウェブ検索については画像検索サービス2件(うち1件はグーグルが被告)、文書検索サービス1件(グーグルが被告)の裁判でいずれも被告のフェアユースの抗弁が認められた。3判決の総括:米著作権法第107条が定めるフェアユースを判定する際の4要素

①「使用の目的および性質」:変容的使用(transformative use)のため被告有利

②「原作品の著作物性」:著作物性はあるが、ネットに公開済みなので、原告若干有利

③「原作品の使用状況」:デッドコピーしないと検索サービスは成り立たないことや検索サービスの社会的有用性に鑑み、どちらに有利ともいえない(中立)。

④「原作品の潜在市場に与える影響」:原告は立証していないので、被告有利

以上の総合判定で被告有利とした。

● グーグル・ブックスについてもフェアユースが認められるとする見解が大勢。

2.4 孤児著作物問題

03年 下院にパブリック・ドメイン促進法案が提案される(04年に廃案に)。

05年 下院にパブリック・ドメイン促進法案が再提案される(06年に廃案に)。

06.1 議会著作権局報告書「利用者が事前に誠実に、合理的に真摯な調査を実施しても権利者が不明の場合に著作権者の権利を合理的な補償金に制限する。」

06.5 下院に孤児著作物法案が提案されたが、9月に撤回される。

08.4 上下両院に孤児著作物法案が提案される。

08.9 孤児著作物法案が上院で承認される(下院で承認されずに廃案に)。

09.9 グーグル・ブックス関連で下院司法委員会が開催した公聴会でのやりとり

- ・議会著作権局長「孤児著作物の利用は立法で解決すべき問題である。」
- ・グーグルブック検索サービス設計責任者「立法による解決には従う。グーグルは廃案となった 2008 年孤児著作物法案も支持した。」

2.5 オプトイン v. オプトアウト

- 検索サービスのオプトアウト：ウェブ検索では、検索されたくない場合にはその旨を意思表示すれば、検索を技術的に回避する手段を用意する、オプトアウト方式が確立。上記 1.3 のウェブ検索サービスに対する訴訟でも原告がそれをせずに訴訟提起したことも裁判所の心証を悪くした。
- クラスアクションのオプトアウト：米国のクラスアクションでは原告は個別に委任を受けなくてもクラスを代表することができる。参加したくないクラスメンバーはオプトアウトする必要がある。
- 和解案は絶版本についてオプトアウトしないかぎり和解の対象とした。裁判所の求めに応じて提出した和解案に対する意見で、政府はオプトインへの変更を示唆したが、修正和解案もオプトアウトを貫いた。それに対する意見でも政府はオプトインが最大の解決策であるとしたが、グーグルは受け入れず。
- 河内孝「メディアの革命『グーグルと共生するということ - ブックス訴訟弁護士に聞く』」マイコミジャーナル 10.4.5 <http://journal.mycom.co.jp/column/media/050/?rt=na>
以下、河内氏の質問に対する Jan Constantine 弁護士の回答。
 - ・合意では著者にオプトアウトの権限を与え、著作権をコントロールする権利を守った。確かに、これは従来のオプトインからの変更です。しかし、インターネット時代に合わせた対応(の変化)は著作者にも出版社にも求められている。
 - ・公平に見てグーグルが行っている図書デジタル化のプラス面も評価するべきだ。絶版になって閲覧が難しかった本を容易に読むことができるようになる、ヒマラヤの小さな村で育つ子供たちでもミシガン大学図書館のすべての書籍にアクセスできる世界が実現することは素晴らしいこと。また音声化が容易なデジタル情報化は視覚不自由者への福音でしょう。私たちはグーグルのこうしたミッションには賛成している。
 - ・グーグルは、すでに 1,200 万~1,300 万冊をスキャンしました。マイクロソフトも、かつて同じようなプロジェクトを始めましたが 3 万冊をスキャンした段階で、コスト上の理由から断念した。世界の出版史上かつてない事業に投資、実行できるのはグーグルだけなのです。
- 名和小太郎「グーグルが作る『著作権 2.0』の衝撃」エコノミスト 09.6.23
 - ・著作権 1.0 の骨格は 19 世紀末の知的環境を反映。その後の環境変化によってボロボロに→日米とも毎年のように法改正（実は継ぎ接ぎ）。グーグルのオプトアウトによる現行制度の組み換えは著作権 2.0 の提案。米国はフェアユースというオプトアウトの迂回路を拡張す

ることによって著作権 2.0 が実現できる。

・日本にフェアユースはないが、10 年前には専門家がせせら笑ったような提案が、いまでは既存制度のなかに、当の専門家諸氏によって組み込まれている。時代は確実に動いている。いずれは公正使用の日本バージョンが実現するだろう。

● 角川歴彦「クラウド時代と<クール革命>」角川書店 10.3 pp 60-61

・著作権法は、・・・近年一方的に強化されてきた。・・・しかし昨今、社会とのバランスを欠いた拡大解釈が進んだ結果、国民の利益が阻害され、コンテンツ事業者が利用しにくい法律になってしまった。

・これは日本社会が事実上、本人に事前に許可を取らないと何もできないという、世界でも珍しい「オプト・イン方式」になっているところからきている。ところがアメリカから上陸したヤフーにしてもユーチューブにしても、要請があればサイト上から削除するという、つまり問題が生じてから事後に対応する「オプト・アウト方式」で運営している。

・アメリカでは公共の福祉が優先され、どんな事業であっても、国民の大半がその恩恵を受けるなら認めるという「フェア・ユース」の社会である。これに対し日本の「オプト・イン方式」は、生活習慣が縛りをつけるビジネス・スキームであり、米国流との「差」は大きい。このハンデキャップのため、日本の事業者はアメリカ勢に度巻されてしまうのだ。コンテンツ産業を活性化するためには創造・保護・活用の「知の循環」が円滑にまわることが大切だ。日本のコンテンツ産業をもっと盛んにして日本の社会に活力を与えたい。そのためには社会を「オプト・イン」から解放することが必要である。

2.6 データベースを米国に依存することに伴うリスク

● 「読み・書き・検索の時代」に検索サービスを米企業に頼ることのリスク

・05.8 司法省、1998 年子どもオンライン保護法の違憲訴訟の証拠収集のため、検索サービス 4 社に利用者の検索キーワードなどのデータの開示を要請。3 社はある程度のデータを開示したが、グーグルは拒否したため訴訟に。その後の交渉で、司法省は検索キーワードについては 1 週間分から 5000 件に、HP アドレスについては 100 万件から 5 万件に絞った。

06.3 カリフォルニア州連邦地裁は、グーグルに 5 万件の HP アドレスのみ提出を命ずる判決を下した。検索キーワードの開示を免れたグーグルの実質勝訴判決

・本件はそうではなかったが、テロ対策であれば、911 事件直後に制定された米国愛国者法によって、政府はより容易に個人情報開示を要求できる。このように検索サービスを米企業に頼ることは、われわれの個人情報に米国政府に渡るリスクも伴うのである。

・最近では政府の要請がなくてもグーグルは中国からのサイバー攻撃後、政府の通信傍受機関（国家安全保障局）に協力を要請。

・今回の著作権法改正でサーバーを日本に置けるようになって、われわれの検索ログが海を渡るおそれがなくなる保障はない。グーグルのプライバシー・ポリシーは、居住国以外のサーバーで個人情報を処理する場合もあると明示している。

- ウェブ・アーカイビングは依然として米国頼み
 - ・マルチメディア資料のアーカイブを運営している NPO（本部サンフランシスコ、96 年設立）のインターネットアーカイブは、ウェブページをアーカイブするウェイバックマシンを運営、09 年現在約 2 ペタバイトのデータを保存。
 - ・05.10（グーグルブック検索サービス開始の前月）ヤフー、MS、アドビ、カリフォルニア大などが、図書館資料などをデジタル化する Open Content Alliance を設立。アーカイブの運営はインターネットアーカイブが行う。グーグルブック検索との相違は著作権のあるコンテンツは著作権者の許諾を得た場合のみ登録（オプトイン）。
 - ・08.5 MS が Open Content Alliance への支援中止を発表（10.2 NY 地裁での公正公聴会でグーグルの代理人はオプトインに伴うコストは禁止的であるとし、このために MS は市場から撤退したと証言した）
 - ・09.8 インターネットアーカイブ、MS、アマゾン、ヤフー、NY 図書館協会 (NYLA)、特殊図書館協会 (SLA) がグーグル和解に対抗する Open Book Alliance 設立（代表、Peter Brantley インターネットアーカイブ代表、Gary Reback 弁護士）
 - ・09.9 米国科学フィクション・ファンタジー作家団体（SFFWA）、全米著作者組合が Open Book Alliance に加盟
- 今回の著作権法改正で認められるのは検索エンジンのサーバーへのキャッシュ（一時保存）までであって、ウェイバックマシンのような永久保存は認められない。国立国会図書館もホームページをアーカイブしているが、地方自治体など限られたサイトである。われわれの過去のホームページを見るのも米国の民間団体のサービスに頼らざるを得ない。
- 「グーグルのコンピューティング力が高める機械翻訳」ニューヨークタイムズ 10.3.8
 - ・グーグルの無料翻訳サービスは同種のサービスでは最大の 52 言語に対応。週数億回利用されている
 - ・グーグルの構築したデータセンターネットワークは世界最大のコンピューター
 - ・機械翻訳の研究者は 90 年代半ばにコンピューターに多量の文章と人間の行った翻訳を投入すると正確な翻訳ができるようになることを発見した。
 - ・大量のデータとコンピュータ処理能力を要求するこの技術はグーグルの得意とするところ
 - ・国連の議事録（6 カ国語に翻訳）、欧州議会の議事録（23 カ国語に翻訳）はライバルも導入しているが、グーグルはウェブ情報やブック情報も使用して、52 カ国語に進出
 - ・使用する単語数も他の翻訳システムの 1 億語に対してグーグルは数兆語→より多くの文章を処理すればするほどシステムは洗練
 - ・機械翻訳は直接グーグルの収益源にはならないが、利用者がウェブを利用しやすくなるものはどんなものでもグーグルにとって便益をもたらす。

・10.3 グーグルは言語認識を使用して、ユーチューブの画像に英語の字幕を付け、他の50の言語に翻訳すると発表

2.7 クラウド時代の情報安全保障

● 95年 EUデータ保護指令： 第三国へのデータの移転についても規定。移転先の国で十分な保護が保証されないかぎり域外への移転禁止→日本は×、米国は○

● 個人情報保護法 23条 4項

・個人情報取扱事業者は、共同利用の要件を満たした場合、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者との間で共同利用することができる。

・親会社・子会社等のグループ会社も「第三者」に該当するが、グループ会社との間で共同利用の要件を満たした場合、本人の同意なしに個人データを相互に提供することが可能に

・Google 日本法人が入手した個人情報を米国法人に引き渡すのも共同利用にあたり、Googleのプライバシー・ポリシーにも示されている。

● Ari Schwartz The Center for Democracy and Technology 副社長兼 COO

これまで米国の裁判所はクラウド上の個人情報については利用者のパソコンにある個人情報のようには法執行機関の捜査から保護してこなかった。

http://www.cio.com/article/449087/Cloud_Computing_May_Draw_Government_Action

● サーバーを共有するクラウド・サービスは、「所有の時代」から「共有、利用の時代」への転換を意味する。著作権法もそれに合わせて転換を図らなければならないが、ここでも日米で対照的な判決が下されている。

・MYUTA 判決（日）

ー原告はユーザーのパソコンにある音楽をサーバーに保存し、ユーザーが自分のPCにダウンロードして聴けるサービスを提供

ーJASRACは著作権侵害にあたると主張

ー07年 東京地裁、著作権侵害を認める判決

・Cablevision 判決（米）

ー米ケーブルTV大手のCablevisionは、利用者が自宅の録画機器ではなく、同社のサーバーに録画し、再生できるサービスを提供した。クラウドコンピューティング時代を象徴するネット上の大容量サーバーにデータを保存する「ストレージ・サービス」である。映画会社とテレビ局は著作権を侵害するとして訴えたが、ニューヨーク連邦高裁は08年、侵害を否認する判決を下した。最高裁も上告を受理しなかった。

ー争点は録画の主体が利用者かケーブルTV会社かで、米国では判例で確立している間接侵害を原告は主張しなかった。間接侵害を主張すると、ソニー判決が適用されて被告のフェアユースの抗弁が成立すると判断したためではないかと推測される。フェアユースが間接的に新サービスを救ったことになる。

3. 私見

● 城所「新たな段階へ進むブック検索和解—日本版フェアユース論議への示唆」(日経ネット時評 10.2.22) に加筆

・確かに著作権法の目的は文化の振興にあり、産業育成ではない。しかし、文化振興の観点からも日本の書籍をデジタル化して世界に発信しないと、日本の文化が世界から取り残されてしまう恐れがある。これに脅威を抱いた欧州は、グーグルがブック検索構想を発表した1カ月後の05年1月にフランスのジャンヌネー国立図書館長が問題点を指摘(著書「グーグルとの戦い」佐々木勉訳 岩波書店 07)、これに応じてシラク大統領が5カ国の首脳に呼びかけ、欧州委員会がデジタル・ライブラリー計画を策定、08年に欧州デジタル図書館(Europeana)を一般公開した。

・サルコジ大統領は7.5億ユーロの拠出を発表するとともにグーグルとの連携も模索

・もともと、世界はパワーゲームだ。グローバル化はその傾向をますます強める。国も企業も守りに入らずに攻め込めるような法整備が必要である。

・2月18日に開催された法制問題小委員会で、日本版フェアユースは導入を前提に3月をめどに中間とりまとめを作成することが決まった。具体的な制度設計については今年秋をめどに議論していくことになったが、制度設計にあたっては、書籍デジタル化への対応、情報の安全保障、グーグルやアマゾンのように誕生後10年強で国の経済を牽引するまでに成長するベンチャー企業の育成など、国家戦略の視点に立った議論をすべきである。

<http://nikkeidigitalcore.jp/archives/00100/01168/>

● DMCA 式プロバイダーの著作権侵害責任制限条項の導入

・法律の定める手続きに従って、機械的に対処していれば免責される DMCA に対して、プロバイダー責任制限法では、プロバイダーは著作権侵害の有無を判断する責務を負う。「権利侵害があると信じるに足りる相当の理由」の有無の判断が難しいことは、著作権侵害訴訟では、地裁の判断が高裁で180度覆る場合もある事実が実証している。プロの裁判官にも難しい判断を求められるプロバイダーは、どうしても削除に慎重にならざるを得ず、著作権者にとっても侵害状態が放置されるという問題が生じる。

・プロバイダー責任制限法は著作権侵害だけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害なども対象としている。安易に削除を認めると表現の自由を奪うおそれが出てくる。このため、プロバイダーに慎重な対応を求めざるを得ない面もある。名誉毀損やプライバシー侵害などの場合は、対抗言論によって対応する道も残されているが、著作権侵害の場合はそれも有効な対応策とはならない。著作権侵害をそれ以外の権利侵害と切り分ける DMCA 方式も一つの解決法といえる。

・削除要求には自称(なりすまし)著作権者からのものも含まれているおそれもあり、削除要求があればただちに削除するのは問題なしとはしない。しかし、DMCA は削除要求に記載すべき事項6項目を詳細に定めていて、これを満たした要求でないとプロバイダーは削除できない。わが国でもプロバイダーに寄せられる削除要求の多くは、プロバイダー責

任制限法著作権関係ガイドラインに定める要件を満たしていないようだが、こうした形式的要件を満たしていない要求は削除できない点では DMCA 方式と大差はない。

・わが国はせっかくプロバイダー責任制限法に一本化されているのに、著作権侵害とそれ以外に分けるのは抵抗があるかもしれない。しかし、同じプロバイダー責任制限法の下でもすでに著作権侵害と名誉毀損・プライバシー侵害とでは、ガイドラインも別に定められているので著作権侵害については著作権法の改正で対応しても問題ないと思われる。

・韓国の著作権法にも DMCA 類似の規定がある。中国も法律ではなく省令ではあるが、DMCA にならった対応をしている。諸外国と比較すると、わが国のプロバイダー責任制限法はプロバイダーの保護、著作権者の保護とも弱く、発信者の保護に厚い法律といえる。

・米国で SNS 大手フェイスブックのトラフィックがはじめてグーグルを上回った (<http://www.ft.com/cms/s/2/67e89ae8-30f7-11df-b057-00144feabdc0.html>)。利用者が情報の受け手側にいる検索エンジンに代わって、動画共有サービス、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などの利用者参加型サイトが、今後、隆盛を極めるものと思われる。CGM (Consumer Generated Media) とよばれるこうしたサイトでは、誰もがコンテンツを作成し、発信することができる。同時に誰でも著作権を侵害してしまうおそれも高まる。DMCA や韓国著作権法にならって、著作権侵害については、法定手続きさえ踏めば、プロバイダーが容易に対応でき、かつ免責されるような著作権法改正のメリットは、今後、ますます高まるものと思われる。

・知的財産推進計画 2010 骨子 (案) (10.3.30) の重点戦略 3 本柱の一つである「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」でも、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を 2010 年度中に策定する」ことを掲げている。DMCA 方式はプロバイダーによる侵害対策措置の実施を促す有効な仕組みであると思われる。